

# 富山県医師会母体保護法指定医師審査規則

(平成25年12月26日施行)

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、母体保護法（平成8年法律第105）第14条に定める指定医師（以下「指定医師」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 母体保護法指定医師審査委員会

(委員会の設置)

第2条 富山県医師会定款第50条に基づき、母体保護法指定医師審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(任 務)

第3条 この委員会は、富山県医師会長の諮問に応じて、指定医師の審査及び母体保護法に関する必要事項を調査審議し、答申又は建議するものとする。

(構 成)

第4条 委員会は次に掲げる委員5名を以て構成する。

(1) 富山県産婦人科医会が推薦する委員 2名

(2) 富山県医師会が推薦する委員 3名

2 前項、第2号の委員の3名中、1名は富山県医師会母体保護法担当理事とし、また、1名は医師でない者（弁護士資格を有する法律家）とする。

(委 員)

第5条 委員は、富山県医師会会長が委嘱する。

2 委員の任期は、富山県医師会役員の任期に準じ、2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が委嘱されるまでその任務を行うものとする。

(委 員 長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員が互選する。

3 委員長は委員会を運営する。

## 第3章 申 請

(申請の種類)

第7条 指定医師に関する申請書は、次に掲げるものとする。

(1) 母体保護法指定医師指定申請書

(2) 就業場所の異動、又は設備変更による申請書

(3) 指定医師更新申請書

2 次に掲げる場合は、前項第1号による申請を行うものとする。但し、現に指定されている病院、診療所の場合は第8条第3項第6号の設備指定申請書を省くことができる。

- (1) 指定医師が病気、その他やむを得ない理由で、他の医師を臨時に雇入れて、不妊手術又は人工妊娠中絶を行わせる場合
- (2) 病院、診療所に勤務中の医師が当該病院、診療所をやめて新たな病院、診療所に異動する場合

(申請の手続)

第8条 指定医師になろうとする者は、母体保護法による指定医師指定申請書に手数料を添え、富山県医師会長に提出するものとする。

2 未指定の病院、診療所の設備調査には、富山県医師会母体保護法担当理事の立会を求めるとする。

3 母体保護法による指定医師指定申請書(様式1の1)及びその付属書類は次のとおりとする。

- (1) 母体保護法指定医師指定申請書(様式1の2)
- (2) 履歴書(様式3)
- (3) 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し  
日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けた者は主任指導医の発行する「指導証明書」(様式4)及び研修症例実施報告書(指定基準附則様式)を添付
- (4) 誓約書(様式5)
- (5) 受講証明書(母体保護法指定医師研修会参加証)
- (6) 母体保護法設備指定申請書(様式6)

第9条 指定医師が指定を受けた病院、診療所を異動したとき、もしくは、病院、診療所の設備内容に著しい変更をしたときは、母体保護法による指定医師指定申請書に手数料を添えて、富山県医師会長に提出するものとする。

2 設備変更を行う調査には、第8条第2項の但し書きを準用する。

3 第1項の申請書及びその付属書類は次のとおりとする。

- (1) 母体保護法指定医師指定申請書(様式1の2)
- (2) 誓約書(様式5)
- (3) 受講証明書(母体保護法指定医師研修会参加証)
- (4) 母体保護法設備指定申請書(様式6)または母体保護法設備指定変更届(様式7)

第10条 指定更新は、平成12年4月1日以降2年毎に行うものとし、不相当と認められる場合には指定の更新を行わないことがある。なお、指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく直ちに指定の取消しその他の処分を行うものとする。

2 指定医師で継続して指定を受けようとする者は、指定医師更新申請書(様式9)に手数料を添え、富山県医師会長に提出するものとする。

3 前項の申請には、指定証を添付するものとする。

(申請の処理)

第11条 富山県医師会長は第7条による申請を受理したときは申請書類を検討し、その他必要がある場合は、その事項を調査し委員会にその適否を諮問するものとする。

ただし、指定医師が指定を受けた病院、診療所を異動した際には、委員会の諮問を省略することができる。

第12条 富山県医師会長は委員会の答申により、理事会の議を経てその適否を決定する。

2 富山県医師会長は前項の適否を申請者に通知するものとする。

3 指定が決定したときは、台帳に登録し、申請者に指定証を交付するものとする。

(審査基準)

第13条 指定医師に関する指定基準については、別に定める「富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準」並びに「富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準細則」によるものとする。

## 第4章 雑 則

(委員会の経費)

第14条 委員会の経費は、富山県医師会より支弁する。

2 委員会委員の費用弁償並びに旅費は、富山県医師会費用弁償並びに旅費規程による。

(指定証の再交付申請)

第15条 指定医師は、指定証を破損し、汚しまたは失ったときは、富山県医師会長に再交付を申請することができる。

(指定証の返納)

第16条 指定医師は、指定の効力を失い、またはその指定を取消されたときは指定証を富山県医師会長に返納しなければならない。

(申請手数料)

第17条 指定医師の申請に関する手数料は、次のとおりとする。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 母体保護法による指定医師の指定      | 50,000 円 |
| (2) 就業場所の異動による指定、指定証の再交付 | 5,000 円  |
| (3) 設備変更による指定            | 20,000 円 |
| (4) 指定更新                 | 10,000 円 |

2 納付された手数料は理由の如何を問わず返付しない。

3 手数料は、富山県医師会の歳入とする。

(規則の変更)

第18条 この規則を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成16年12月22日一部改正
- 3 平成25年12月26日一部改正